

別紙1

選定方法を非公募とした理由

札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センター（以下「両センター」という。）の指定管理者の選定方法について、公募によるべきか慎重に検討した結果、以下の理由から、札幌市障害者福祉施設条例第13条第2項及び札幌市自閉症・発達障害支援センター条例第6条第2項の規定により、非公募によることとし、現在の指定管理者である社会福祉法人はるにれの里（以下「はるにれの里」という。）に申込みを求めるとした。

なお、今後も、はるにれの里の管理運営状況等を精査の上、指定管理者の選定方法については、今回と同様に慎重に検討することとする。

1 高い専門性及び高度な支援技術

はるにれの里は、北海道強度行動障がい支援者養成研修〈実践研修〉を実施できる指定法人であるなど、両センターの利用者の大部分を占める、強度の行動障がいを有する自閉症児（者）に対する支援について、他の社会福祉法人に比して高い専門性及び高度な支援技術を備えている。

2 良好的な管理運営の実績

両センターの利用者は最重度の自閉症児（者）が大部分を占めるにもかかわらず、平成17年11月に両センターが開設され、はるにれの里が指定管理者になって以降、重大な事故はなく、グループホーム等への地域移行の実績も上げている。

また、事業所等への専門的助言・研修等の機関支援を数多く実施しており、関係機関から高い評価を得ている。

3 自閉症児（者）の障がい特性を踏まえた継続的な支援の必要性

利用者の大部分を占める最重度の自閉症児（者）については、その障がい特性上、環境変化等の外的刺激に非常に弱いことから、個別の細やかな支援体制の構築、継続的な支援及び信頼関係の構築が特に強く求められる。

その中で、職員の大規模な入替えを含む管理運営体制等の環境の変化は、利用者の不安を招き、両センターの設置目的の効果的な達成の観点から適当ではない。

4 保護者及び関係機関からの良好な評価

はるにれの里における支援の内容や職員の接遇等、管理運営に対する保護者や関係機関からの評価が良好である。